

裁判員等経験者の意見交換会議事録

日時 平成27年3月3日(火)午後2時00分～午後4時05分
場所 新潟地方裁判所大会議室(1号館4階)
出席者 新潟地方裁判所長 青野洋士
司会者 竹下 雄(新潟地方裁判所刑事部総括判事)
法曹出席者 神原 浩(新潟地方裁判所刑事部判事)
明日利佳(新潟地方裁判所刑事部判事補)
横田正久(新潟地方検察庁三席検事)
田中惇也(新潟地方検察庁検事)
小川和男(新潟県弁護士会刑事弁護副委員長)
村田有生(新潟県弁護士会刑事弁護委員)
裁判員等経験者 6人
報道機関出席者 (9人)
新潟日報
読売新聞
朝日新聞
産経新聞
共同通信
BSN
NST
TeNY
UX

第1 自己紹介, 裁判員等を経験しての感想等

青野所長

新潟地裁所長の青野です。よろしくお願ひいたします。本日は、皆様お忙しい中この意見交換会にお集まりいただきましてありがとうございます。裁判員裁判は、スタートしてから、5年10か月が経過しました。皆様をはじめとして国民のご理解とご協力のもとで順調に定着が進み、新しい刑事裁判の姿として認知されてきているということが言えると思います。もっとも、個々の事件、あるいは細かい点で課題がないわけではありません。また、新たな問題点も生じています。私ども裁判官、検察官及び弁護士の法曹三者においては、そのような課題、問題点を克服し、あるべき刑事裁判の運営に到達すべく、一つ一つの事件にきちんと対応していきたいと考えていますが、そのためには、裁判員裁判を執り行った一員である裁判員、あるいは補充裁判員経験者の皆様の生の体験に基づくご意見、ご批判が貴重な検討材料になります。この意見交換会は、裁判員裁判終了時にも私から少しお話ししましたが、裁判員、あるいは補充裁判員として、現に貴重な体験をされ、ご協力いただいた皆様の率直なご意見等をお聞かせいただいで、それを参考として役立てていく、法曹三者が更に裁判員裁判を制度としても、裁判の実際としても、良いものとなるように磨いていくという趣旨で企画しているものです。裁判

員等経験者の皆様には、是非、忌憚のない形で思うところ、体験されたところをお話しただけであればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。また、メディアの方にも参加していただいていますけれども、報道を通じて裁判員経験者の貴重な体験談を一般の人たちに伝えていただければ、裁判員裁判が国民の方々のもとにあることを感じていただくことができ、裁判員裁判の理解が一層深まるとともに、今後、裁判員裁判に参加される人たちに正確なイメージを持っていただければと思います。メディアの方には、是非とも、この点についてご配慮いただければと思っております。簡単ではありますが、冒頭に当たっての挨拶といたします。この後2時間、よろしく願いいたします。この後は、刑事部竹下部総括裁判官の進行のもと、意見交換会を進めていきたいと思っております。

司会者（竹下判事）

刑事部の裁判官の竹下です。よろしく願いいたします。本日の意見交換会の進め方ですが、まず、最初に法曹関係者の方から自己紹介を簡単にした後で、裁判員、補充裁判員として参加された皆さんにも簡単に感想などを述べていただきながら、事件を振り返っていただきたいと思っています。その後、三つのトピックについて、皆さんにお話しをしていただこうと思っております。まず一つ目が、検察官・弁護人の訴訟活動について、二つ目が、証拠調べとその理解のしやすさについて、三つ目が、評議の進め方と話しやすさについて、この三つのトピックについて、皆さんにそれぞれご意見などを伺って進めていった後、メディアの皆さんからのご質問を受け付けて意見交換会を終了したいと思っています。それでは、早速ですが、法曹三者の方から簡単に自己紹介をしていきたいと思っております。今回、皆さんが担当された裁判員裁判は3件ですが、3件の裁判員裁判でいずれも裁判長として皆さんと評議、判決などを行った刑事部の裁判官の竹下です。よろしく願いいたします。

神原判事

今回の3件中2件について、陪席裁判官として参加させていただきました神原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

明日判事補

裁判官の明日と申します。私は今回の事件のうち1件を担当させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

横田検事

三席検事の横田でございます。私自身はこういった意見交換会に出席するのは今回が2回目ですが、前回も非常に皆さんの貴重なご意見を参考にさせていただきました。意見交換会という名前にはなっていますが、私にとっては、裁判員裁判の経験者の皆さんは先生、我々は生徒だと思っています。厳しい指導をよろしく願いいたします。

田中検事

検察官の田中と申します。今回の対象となっている事件の中では、大きく2件には関わっていると思っております。どうぞよろしく願いいたします。

小川弁護士

新潟県弁護士会に所属しています弁護士の小川和男と申します。私は、この意見交換会は2回目にして、前回の裁判員を経験された皆さんの率直な意見がその後の弁護活動に十分生かされたかどうかは分かりませんが、非常に勉強になった記憶がありますので、

今回も率直な意見を聞かせていただければと思っています。よろしくお願いいたします。
村田弁護士

新潟県弁護士会に所属しております弁護士の村田と申します。私は弁護士3年目なのですが、今回の対象事件のうち1件について担当させていただきました。この意見交換会自体は、初めて参加をさせていただきます。皆様からご意見等を賜れば幸いに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者

それでは、続いて裁判員、補充裁判員経験者の皆さんから、一言ずつお話しを伺っていきたくと思います。まず、1番の方が参加された裁判員裁判は、平成26年1月の深夜、帰宅途中の80歳の女性が持っていたバッグを引っ張って路上に転倒させて、現金の入ったバッグを奪い、そのときに加療約3か月間の骨折の傷害を負わせたという強盗致傷の事案と、併せて、パチンコ店内でバッグを盗んだという窃盗の事案、これが併合審理された事件です。平成26年10月に公判が行われています。1番の方は補充裁判員としてこの事件に関わられましたので、そのときのことなどを含めて簡単にお願ひします。

補充裁判員経験者1番（以下、裁判員等経験者を単に「1番」などと表記する。）

今回、裁判員裁判に補充裁判員として参加させていただきました。初めての経験なので、裁判長の説明をよく聞いて自分なりに判断して、評議のときにみんなで話し合っ、最終的に判断して、いい経験をさせていただきました。

司会者

それでは、次に2番の方と3番の方の事件は同じ事件です。これは、昨年3月に精神的に不安定な状況にあった被告人が、発達障害を持つ二男の養育のストレスなどから将来を悲観して子供たちを道連れに自殺しようと考えて、二男の首をロープで絞めて殺害しようとしたものの、長男に制止されたために、結果的には加療約1週間の頸部擦過傷の傷害を負わせるにとどまったという殺人未遂の事案です。2番の方と3番の方は、この裁判に裁判員として参加されています。昨年の11月に公判が行われた事件ですので、まだ記憶に新しいかと思います。では、2番の方から簡単にお願ひします。

2番

裁判員裁判に参加させていただくに当たって、今回は殺人未遂なんですけど、殺人ということについての話合いだったので、殺人イコール罪だ、罰だ、刑務所に入れなければいけないというのが私の頭の中にはありました。しかし、色々聞いていくうちに、その人の病気、周りの環境、あとは受入態勢が今後できている、そのようなことを聞いていくと、自分の中でも色々変化していきました。最終的にたどり着いて、評議の結果、このくらいの判決でいいのではないかというところに落ち着きましたけれども、自分の考えが一般的にどっちに向いているんだろうという意味において、ここに参加することによって、他の人とかけ離れてはいないんだなというところも感じられました。色々な意味で勉強になりました。

3番

普段心理関係の仕事をしているので、お母さんの精神的な不安定さや、発達障害のある二男の養育の大変さというのは想像することができて、事件に至った経緯というのは

理解しやすかったんですが、量刑はどうするのかということについては、凄く判断が難しかったと思います。犯罪を犯さないようにするためにはどうしたらいいかということの仕事にしているので、犯罪を犯した人について考えたことがなかったので、違った視点で世の中を見るといいうか、自分の中の視野とか視点が広がったと感じています。大変勉強になりました。

司会者

それでは、4番、5番、6番の方ですが、この3方は同じ事件に関わられています。事件の内容ですが、昨年7月にタイ人の女性被告人が氏名不詳者と共謀して、7月20日に上海浦東国際空港から仁川国際空港を経由して新潟空港へ覚せい剤約1.48キログラムが入ったスーツケースを持ち込み、営利の目的で輸入したという覚せい剤取締法違反、関税法違反の事案です。裁判は昨年11月から12月にかけて行われ、4番の方と5番の方はそれぞれ裁判員として、6番の方は補充裁判員として参加されています。それでは、4番の方からお願いします。

4番

先ほど紹介があった事件を担当させていただきました。感想なんですけれども、被告人の方が外国籍の方ということでどうなるのかなという心配がありました。しかし、通訳人を介して、非常に分かりやすい資料を検察官や弁護人の方に作っていただいて、非常に分かりやすく進んだんじゃないかなと思いました。外国籍の方だったんですけれども、何も無く無事に終わったのかなと思いました。

5番

裁判員裁判を経験いたしました。非常にいい経験をさせていただいたと思います。普段交わることのないところに関わったという好奇心もあるんですけれども、通常ですと立場が違くと、意識、ものの見方、考え方なんか結構違ってくるんですが、今回はそういった立場の違う8人がみんな同じ意識を持って当たれたのは、非常に勉強になって、いい経験になりました。

6番

補充裁判員の経験をさせていただきました。まず外国の方ということで、通訳を介して被告人の話を聞かせてもらったんですけれども、実際日本人ではないものですから、被告人の気持ちというのはなかなか伝わりにくく感じました。裁判員と補充裁判員で評議したわけなんですけれども、色んな方が、色んな考えの方がいるので、果たして最終的にまとまるのかなという心配があったんですが、裁判長、裁判官の方の話を聞かせていただいてまとまったのではないかなと思います。非常にいい経験をさせていただきました。

第2 検察官・弁護人の訴訟活動について

司会者

皆さんありがとうございました。それでは、最初のトピックとして、検察官や弁護人の訴訟活動について、皆さんが事件を通じてどのようなことにお感じになられたかということをお伺いしていきたいです。訴訟活動についてといっても幅広いことになりますので、一つは、冒頭陳述や論告、弁論を見た上で自分たちが何をすればいいのか

分かったかどうかということや、冒頭陳述メモ、論告メモ、弁論メモといったものは見やすいものだったか、使いやすいものだったかという視点、さらに、総合して検察官や弁護人の訴訟態度などで何か気になるところとか、ここは良かったというところがあったかどうかというところを伺っていきたいと思います。皆さんに裁判員裁判が終わった後に、アンケートを出していただいています。そのアンケートの結果などを裁判所の方で簡単にまとめていますので、まず担当裁判官の方から一言説明をした後で、1番の方から順にお話しを伺っていきたいと思います。

神原判事

それでは、裁判員、補充裁判員の方からいただいたアンケート結果の概要をご説明させていただきます。まず、強盗致傷の件については、審理全体については、分かりやすかったという回答が2件、普通という回答が5件、分かりにくかったという回答が1件となっています。個別に見ますと、検察官の説明や証拠調べに関しては、分かりやすかったという回答が1件、普通という回答が6件、分かりにくかったという回答が1件。それから弁護人の説明や証拠調べに対しては、分かりやすかったという回答が1件、普通という回答が7件、分かりにくかったという回答が0件ということになっています。個別の印象については、目立ったところだけを簡単に申し上げますと、検察官の活動に関しては、証人や被告人に対する検察官の質問の意図や内容が分かりにくかったという回答や、供述調書の朗読が分かりにくかった、長い、単調という回答がありました。また、弁護人に対しては、それほど目立った回答はないですが、弁護人の話し方に問題があった、早口である、声が聞き取りにくい、証人や被告人に対する質問の意図などが分かりにくかったというようなご指摘がありました。

司会者

アンケートの結果としては以上のようなものですが、1番の方が実際に担当されて検察官、弁護人の訴訟活動についてどのようなことにお感じになられたのかということをお伺いできますでしょうか。これは否認事件でしたよね。暴行の点が強盗罪の暴行と評価できるか、また、被害現金がいくらかといった点が争いになった事件ですので、それらの点について証拠調べも進んでいったところですよ。訴訟活動について何かお感じになられたところはありますか。

1番

この冒頭陳述メモだけを見ると、本当に細かく書いてあって、分かりにくいような気がしたんですけど、検察官の説明がゆっくりで丁寧で、その説明を聞いてるうちに、なるほどなと理解する部分が結構出てきましたので、私は良かったと思います。それと、論告メモについては、これも結構細かいので、メモを見ただけではなかなか理解しにくいと思います。弁護人の説明もちよっと短かったような気がして、この強盗致傷というのは、ただ単にかばんをひったくるだけだったら窃盗になるけど、ひったくると同時に、何か不可避的な力で相手を倒したり、押したり、押した瞬間滑って転んだりすると致傷罪が付くというものでした。罪名だけではよく分からなかったのですが、裁判官が丁寧に説明してくれたので理解しました。論告は、よくこれだけ事細かく調べて書いてあるなという印象がありまして、検察官の説明がなければよく分からなかったです。

司会者

論告がよく調べてあったという話でしたけれども、細かくて見づらかったということですか。

1 番

はい。

司会者

もう少し、書き方を工夫した方がいいのではないかと感じましたか。

1 番

若干感じました。

司会者

事実に争いがあったので、検察官も色々と説明をしたところだと思います。しかし、今1番の方に話していただいたようなところが、ほかの裁判員の方の感想にもありまして、論告などが細かいのではないかという話が出ていたのは覚えています。では2番の方に伺っていきます。事実関係については争いはなかったですけども、量刑に関して双方の言い分で評価の違うところがある事件でした。2番の方、いかがでしょうか。

2 番

検察側の方は、今見ているものは白黒ですけども、実際はカラーコピーで見やすく、何が言いたいのかというのもよく分かりました。実際、争うところがないという被告人本人の意向に沿っていたと思います。弁護人の方は、今回は国選弁護人だったということで、被告人に対して、黒を白だというような感じに持っていかうという意図も強い感じには見受けられないけれども、そこそこ弁護しているんだなというふうにも見受けられました。ただ、冒頭陳述メモは、ひな形か何かあって、裁判によって付け加えたのかなというふうにも見受けられましたので、少し読みづらかったです。私は老眼なので、あまりにも細かい字とか小さい字だと見えないなと感じました。

司会者

途中になりましたが、神原裁判官にこの事件のアンケート結果を発表していただきます。

神原判事

それでは、2件目の殺人未遂の件について、アンケート結果の概要をご説明します。まず、審理全体の分かりやすさについては、分かりやすかったという回答が4件、普通が2件、分かりにくかったが0件となっています。検察官の説明や証拠調べに関しては、分かりやすかったが6件、普通、分かりにくかったがいずれも0件です。弁護人の説明や証拠調べに関しては、分かりやすかったという回答が1件、普通が2件、分かりにくかったが3件ということになっています。ですので、弁護人に若干厳しい感想ということになっています。全体に対しての印象ですけども、検察官に対しては、概ね指摘事項はないですけども、検察官の説明が詳しすぎたという回答がありました。弁護人の法廷活動に対して感じた印象については、話し方に問題があった、早口、声が聞き取りにくい、言葉が難しかったですとか、話す内容が分かりにくい、証人や被告人に対する質問の意図、内容が分かりにくいというような指摘がありました。

司会者

それを前提に3番の方です。さっきも話がありましたけれども、心理関係の仕事をさ

れているということです。今回、幾つも難しい言葉が出てきたりして、それが冒頭陳述や論告、弁論に引用されたりしています。冒頭陳述だけで分かったのかとか、証拠調べをする必要があったのではないとか、その辺りのご意見を併せて伺えたらと思います。まず、冒頭陳述や論告が分かりやすかったかどうかというのと、もう少しこういうふうに工夫したら良かったんじゃないかという、なにか専門的な意見があればお願いしたいと思います。

3番

アンケートの結果にもあったように、弁護人の資料は分かりにくかったです。検察官の資料はA4で1枚ですっきりまとめられていて、非常に見やすく、そういうところがアンケート結果になったんだろうと思います。難しい言葉について、母親も二男も精神障害、発達障害があったので、色んな言葉が出てきました。私は理解することは難しくなかったですが、一般的にはもう少し詳しい説明があってもいいのかなという率直な感想はありました。ただ、そこが量刑に大きく判断するのかどうかというところ、ちょっとよく分からないですが、どういった精神障害なのかというところが、もう少し詳しいと理解はしやすいのかなという気もします。その程度の理解でいいのかしらというものがちょっとありました。あと、検察官の方、非常に滑舌も良くて分かりやすかったんですが、尋問のときに、何度か質問をしかけて、ご自分で撤回したのが何回かあったと思います。それは少し気になりました。弁護人の方は非常にクールで、あまり感情がないというか、先ほど2番の方もおっしゃったんですが、本当に弁護しようとしているのかなとか、誰のために話をしているのかというような印象が少しありました。

司会者

2番の方に戻りますが、今、専門家としては、ここに書いてある内容でも分かったという話がありましたけれども、2番の方は、冒頭陳述メモに発達障害の名前などが書いてあって、簡単に説明がその下に書いてあるという程度の内容で分かるというところでしょうか。どういうふうに感じられましたか。

2番

病気の名前は初めて聞いたことなので、本当に今回はたまたま専門知識を持った方がおられて、こういうときはこういうふうな考え方を持っているんだと、ああなるほどなのというのがいっぱい出てきました。今回は、本当に勉強になりました。

司会者

冒頭陳述ですから、検察官としては、ここに注意をしてくださいというふうにポイントを示すことができればいいと思います。そうすると、2番の方も3番の方も、これが重要なのか重要じゃないのか、ポイントになるんだなというのはお分かりになったということですね。

2番・3番

はい。

司会者

それでは、4番、5番、6番の方です。まずは明日裁判官にこの事件のアンケート結果を発表していただきます。

明日判事補

覚せい剤取締法違反の事件ですけれども、アンケートは7名の方からご回答いただきました。審理全体の分かりやすさとしては、分かりやすかったという回答が6件、普通というのが1件、分かりにくかったというものは0件でした。次に、検察官の説明や証拠調べについては、これも審理全体の分かりやすさと同じ回答でして、分かりやすかったというのが6件、普通というのが1件、分かりにくかったというのが0件という回答になっています。弁護人の説明や証拠調べについては、分かりやすかったという回答が3件、普通という回答が4件、分かりにくかったというものは0件になっていました。続いて、当事者の法廷活動に対して感じた印象として指摘があった事項ですけれども、弁護人の話し方に問題があったとする意見が1件あったのみで、あとは特に問題はないという意見になっていました。

司会者

以上を前提に、4番の方から今回の検察官や弁護人の訴訟活動についてお感じになられたところを一言ずつお願いしたいと思います。

4番

検察官に作成していただいた冒頭陳述メモなんですけれども、今見ても非常に分かりやすく作られているという印象を受けました。この意見交換会に参加するに当たって、事件の概要を思い出さなければなりません。このメモを今見ても、当時の思い出が凄く蘇るなという印象を受けています。弁護人に作成していただいた冒頭陳述メモなんですけれども、今見ると、全部字ばかりで、これを見ても思い出しにくいというのが正直あります。もう少し、絵や図を用いながら作成していただくと非常に分かりやすいメモが作成できるのではないかなと思いました。一般の人にも分かりやすいメモができるのかなと思いました。

5番

検察官、弁護人の冒頭陳述メモですが、先ほど竹下裁判長がおっしゃいましたが、大体の概要がつかめればということには十分足りていると思いますし、訴訟活動においても特別気になったところはありませんでした。

6番

冒頭陳述メモなんですけれども、非常に分かりやすくまとめてあったなと思います。それから、外国の方だったこともあり、被告人の供述でしか内容が分からないということが多かったと思うんですけれども、非常に自分の気持ちが入りやすい裁判だったのでないかなと思います。

司会者

4番、5番、6番の方が担当された事件の論告には量刑分布のグラフが添付されていて、これをもとに評議が行われていきました。論告メモに量刑のグラフが添付されていることに対して、ほかの事件との比較というのはできないとは思いますが、実際にこれがあって評議にどういうふうに関与したのか、参考になったのか、ならなかったのかということについて、何かお感じになられたところがあったらお願いしたいと思います。

5番

個人的な意見ですが、量刑分布を見せていただいて、おおよその目安になったので非

常に良かったなと思います。ただ、その中で量刑を決めるに当たって非常に過去の判例も重要視されていたのかなと感じました。公平性というのがありまして、同じような事件でもこっちだと重いけど、あっちだと軽いということがあってはならないというようなお話をいただきまして、それはその通りだと思うんです。被告人の人権も考えなければいけないんでしょうけれども、その時点で悪いことをしている訳なので、どうなのかなと感じたというところなんです。過去の量刑を気にしてばかりだと、余りみんなで評議する意味がないのかなとも思います。そんなに古い資料ではなかったんですけども、そのときそのときで違う判決が出るのがあってもいいのかなと感じました。

6番

私も5番の方と同じ考えなんです。評議に入る前に、公平性という言葉がありました。公平性というのは何なのか、今でも分からない部分があるんです。量刑の分布図というのは非常に参考になりました。何もないところでは、刑の重さとかは出せませんので。ただ、非常に参考にはなったんですけども、その公平性という言葉が重荷になってしまった部分があります。確かに、同じような、似たような裁判があった場合に、全く食い違った判決が出るのがよいとは思わないですけども、裁判の内容によっては、ちょっとかけ離れた判決が出る可能性もあるのかなと思っています。未だにその公平性の真意は分からないという気持ちがあります。

司会者

ちなみに、1番の方が担当された事件で、弁論の中でほかの裁判例が引用されて、これと同じような事件だから同じように判断するのが相当だということが述べられたと思いますが、覚えていますか。

1番

覚えています。

司会者

突然ほかの判例を示されてどうでしたか。

1番

確か札幌の方の事件だったと思うんですけど、ああいうのを見せられると、この強盗致傷の事件は実刑何年、執行猶予何年と、心捕まれるような感じでした。

司会者

この判例の事件では強盗致傷は成立していないから、今回の事件でも成立しないというように弁護人の弁論に進んでいったと思うんですけども、あの事例は参考になりましたか。

1番

余りよく分からなかったのですが、評議のときに強盗致傷だと量刑は何年何か月までというのを見させてもらい、色々な事件の例を見させてもらって量刑を決めたと思うんですけど、弁護人が言った事例、量刑と若干違うような感じがしました。

司会者

ありがとうございます。それでは、最初のトピックについては皆さんに一通り意見を言っていただきましたので、検察官や弁護士の方から、今のご回答に関して何か質問等がありましたらお願いします。

田中検事

メモの見やすさということがあったんですが、例えば、メモだけを評議のときに見るのか、当然、私たちが口頭で言う内容とかもあると思うんですが、そういったものは、ご自身でメモを取られていて、評議のときに口頭でこういうことも言っていたよねというような話が出るのか出ないのか、特に、よりシンプルな冒頭陳述メモや論告メモが作られている殺人未遂や覚せい剤取締法違反の事件の方が、よりメモに書いてある情報と口頭で言う情報とが大きく違うと思うので、その辺りについてお聞きしたいと思います。

3番

基本的にメモに沿ってご説明をされていたので、おっしゃっている内容と手元の資料が一致していたことが分かりやすさの理由だと思います。メモにはないことを沢山話されたという印象はありません。今このメモの何処をお話しされているかというところを理解できたことが分かりやすかったんだと思います。

4番

このメモに書いてあること以外に話していた内容というのは、正直、今は覚えていないんです。ただ実際には、検察官や弁護人が言ったことも加味して評議に臨んでいたと記憶していました。話された内容を全く無視していたわけではないので、その辺の心配はなかったと思います。

小川弁護士

2件目の殺人未遂の事件において、弁護側の資料が分かりにくかったということですが、どういった点が分かりにくかったかお気づきの点があれば教えていただきたいと思っています。

2番

弁護人のメモについては、事実関係に争うところがないということでしたので、私たちはそれについてメモをしながら進めていったんです。弁護人の方は紙を渡し、弁護人の言葉で、こうですと言っていたんですけれども、伝わってこないことが色々ありました。メモ自体も重要と言えば重要ですけども、メモを100パーセント信じて私たちは評議するわけではないんです。それを加味するだけなので、見やすい見やすくないというのは、もちろん書き方というか、そういう意味で感じたことを言っただけです。

司会者

評議のときに出てきた話としては、項目自体は挙げられているけれども、それがどういうふうに関係しているのかというところがあまり伝わってこないところだったと思います。個別の事情一つ一つを取り上げて論じていっても、結果的にそれだから刑が決まるというわけでもありません。その事情が相互にどう関係しているのかとか、どういうところで量刑に関係してくるのかというところが分かりにくかったんじゃないかなというふうに、評議をしていて思ったところです。

第3 証拠調べとその理解のしやすさについて

司会者

それでは、2番目の証拠調べの関係についてお話を伺っていきますが、1番の方の事件の関係では、最終的には被害金額の点で検察官が8万円と主張していたのが、我々は

1万円と認定したということがありましたし、証拠としては、被害者が書かれた日記のようなものが出てきたり、防犯カメラの映像が出てきたりしていました。その辺の証拠について、どういうふうに感じられたのか、それをどういうふうと考えて評議に臨まれたのかというところを聞いていただけますか。

1番

日記帳はあまり正確ではなかったんですけど、防犯カメラの映像には鮮明に被害者と被告人が写っていました。ただ単にかばんをひったくるのであれば窃盗なんですけど、ひったくるに当たって不可避的な力がかかって転んだりすると致傷の罪になるというのは、よく分かった気がしました。証拠の防犯カメラは鮮明に被告人と被害者が写っていて、手帳は正確ではないなという印象があります。あと、金額はもう一つの証拠を見て認定したんですけど、その証拠のことははっきりと覚えていません。

司会者

今、1番の方がおっしゃったのは、証人尋問のときに再現をしたというところですね。再現をするにあたり、1番の方は、引っ張る位置や当事者の位置関係が重要なんじゃないかと話をされていた記憶があります。それで今の話のようにどういうふうに引っ張ったのかが分かりやすかったという意見になったですね。

1番

はい、分かりました。犯人が立っている位置とか被害者が背を向けて歩いている位置とかで、またちょっと違って来るんじゃないかなと。またそこで不可避的な力がかかるとどうなるのかなというのが説明してもらってよく分かりました。

司会者

ありがとうございます。2番の方と3番の方ですが、先ほど専門用語が多かったという話がありました。どういった心情なのかというのを理解する上で、被告人質問やお母さんに対する質問もありましたけれども、その辺の内容や感じ方について、どういうふうにお考えですか。2番の方からお願いします。

2番

私自身は、人と話をするときは目を見て話をするというのがあるんですけど、このお母さんは、終始目をつむって話していたので、何か裏にあるのかなというふうな感じにも見受けられました。ほかに考えとしては、弁護士と何度も話し合いをして、こういうときはこういうふうに答えなさいというのを、目をつむりながら考えながら話していたのかなというふうにも受け取れました。

司会者

それでは、3番の方いかがですか。証拠で認定できたかというところと、弁護人の方からお医者さんの鑑定意見が細かく出された辺りをどのようにお感じになったのかというところなど証拠調べ全体的にどうでしたか。

3番

精神科医の鑑定結果を見るまでは、私だけだと思うんですけども、被告人の当時の精神障害にも色々な症状があるので、どういったことでこの事件を引き起こすことになったのかというのが今一つ分からないところがあったんです。しかし、精神鑑定の結果を見て、こうだからこうなったんだというのが理解できました。あと、血の付いた口

ープだとか、再現の写真だとか、そういった事実は非常によく理解できました。そのときのお母さんの気持ちとか、そういうのは聞いてみないと分からないのですが、実際に質問させていただきました。先ほど目を伏せて、下を向いてお話しされていたとあったんですが、私が質問させてもらったときには、目が合って、少し感情の動きのようなのも分かりました。直接やり取りができたので、凄く良かったなと思いました。

司会者

3番の方は、お母さんに今まで被告人が自殺をする理由などを、どうして深く質問しなかったのかというようなことを質問されていましたが、そういうところが重要なんだという認識だったんですかね。

3番

なぜ、被告人がここまで追い詰められることになってしまったのかというところを、もう少し理解したかったというか、被告人の辛さとか、どうしようもなさというところに着目したんだと思います。

司会者

ありがとうございました。4番、5番、6番の方の密輸の事件ですけれども、4番の方からいかがですか。証拠にスーツケースの写真などが出てきましたけど、よく分かりましたか。

4番

良く分かりました。実際に覚せい剤を密輸した事件ですけれども、約1.5キログラムということで数字にしてもよく分からないというのがありました。しかし、実際にその現物を見ることができて、凄く多い量だなというのが目で実際に確認できて、凄く分かりやすかったと思いました。

司会者

それでは、5番の方です。被告人は外国人であったため、通訳人を介して色々聞いたわけですけれども、もうちょっと被告人にこう聞いてみたかったとか、被告人から事情が出てくれば分かりやすいとか、何かお感じになられたことはありますか。

5番

分かりやすい分かりにくいということでは、使う言葉が違うのでそういう意味ではありますけれども、裁判の中における分かりやすい分かりにくいというのはなかったように記憶しています。裁判の際に、裁判というのは事実だけをもとに進めていくというお話をいただいていたので、証拠に関してもその事実を認識するには十分役立ちました。外国人の方であっても、その場において、話をしてというのを事実として認識して評議に臨んだように記憶していますので、外国人だからどう影響したというのはなかったと思います。

6番

印象に残った証拠といえば、覚せい剤を実物を見たのも、手に持ったのも初めてでした。1.5キログラムは約4万9000回分の量ということで驚いて、これが世の中に出たらどれだけの人が健康を害するのかなと思うと、かなり重いものなのかなと思いました。あとは、弁護士から出された被告人が親に宛てた手紙があったんですけれども、実際に返信がなかったんですよ。もし、そういうのがあれば、少し気持ちも変わってきた

のかなというのもあります。

司会者

検察官，弁護士の方から，証拠調べに関して，何か質問があればお願いします。

田中検事

まず，強盗致傷の事件ですが，防犯カメラについては，当初，法廷ではどこに誰がいるというのははっきりしない状態だったんですが，これはあとで評議でみなさんで見返したという趣旨でいいのかということと，それから，殺人未遂の事件ですが，被告人の精神障害関係に関する立証を私たちの方でしたんですが，成育歴などを結構長めにやった記憶があつて，これが長すぎたと感じるのか，理解するのにちょうどいいと感じるのかというような印象があれば聞かせていただきたいと思います。

司会者

それでは，1番の方，確か防犯カメラの写真を見ながら話をしたと思いますけど，どんな感じでしたか。

1番

写真では分かりづらかったんですけど，後で皆さんと恰好，背丈などを話し合った後で見ると大変よく分かりました。今の技術が進んでいるせいもありまして，映像もはっきりと分かりましたので，大変良かったと思います。

司会者

私の記憶では，最初に見ただけでは分からなくて，全体的なパチンコ店の図を広げて，ここからこういうふう歩いて行ったから，次はこのカメラに写るはずだというふうには，一通り流れを判断して行ってようやく全体が分かったという記憶です。もっとそこが分かりやすかったら良かったと個人的には思いました。では，2番，3番の方ですが，被告人の成育歴とか精神障害の内容についての説明が詳しすぎたか，ちょうどよかったのか，という質問です。2番の方からお願いします。

2番

私自身，専門家ではありません。今回，精神障害や発達障害という言葉が出てきたんですが，たまたま隣の方が専門職だったので，そういうことってあるんだねという感じで，色々私の中で勉強になったことが沢山ありました。

3番

成育歴とか精神鑑定の説明が長かったかどうかということですが，私としては，長いとは思いませんでした。

2番

私も同じです。

小川弁護士

事案が分からないので確認なんですけど，2件目の事件でお医者さんの鑑定意見，精神鑑定の結果の話が出ていたと思うんですけど，これは，書証で出たという事件なんですか。

司会者

弁護人の方から精神鑑定書の証拠請求が元々あつて，最終的にはそれを分かりやすい形でまとめた書類を作成していただきました。専門家の証人を呼んだのではなくて，書

面の朗読を弁護人の方で行ったということになります。

小川弁護士

そうすると、捜査段階の鑑定書を弁護側が請求したということですか。

司会者

はい。

小川弁護士

では、それを前提に皆さんに質問なんですけど、弁護側がまとめた鑑定結果を朗読されたということですけども、それで十分理解ができたのか、なかなか難しかったのか、その辺を教えていただければと思います。

3番

私は理解できました。

司会者

分かりにくいと思ったところはなかったですか。

3番

なかったです。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

100パーセントまではいかないですけど、ほぼ理解しました。

第4 評議の進め方と話しやすさについて

司会者

それでは、三つ目の評議について、進め方がどうだったのか、話しやすかったかどうかというところ、また、十分に意見を言うことができたかというところについて、一言ずつ伺っていきたいと思います。また、先ほど量刑グラフの話や公平の原則についての裁判官の説明といった話もありましたので、裁判官にはこういったところを気を付けてほしいということも含めて、1番の方からお願いします。

1番

今回、この強盗致傷、窃盗という二つの事件を担当しました。8人がみんな違う考えの人たちばかりだと思うんですけど、こういう事件に皆さんが取り組んで、裁判長や検察官、弁護人の話を聞いて、それで評議に移りました。裁判長の細かい説明がありまして、分かりやすく事件の内容を、私たちにしてみれば初めての経験なので、よく分からなかったことを丁寧に説明していただきまして、本当によく分かりました。あと、量刑については、どうやって刑を決めるのかなど最初は思ったんですけども、過去の判例とかがありまして、パソコンに入力して出たグラフなどを丁寧に説明していただきました。本当に分かりやすく説明していただいたと思います。

司会者

今のは、量刑分布のグラフで、こういった事例が何年の求刑になっていて、判決では何年の懲役刑になっているという説明をしたということですかね。

1番

はい。それと、評議に入るに当たって、評議の進め方、冒頭陳述メモ、論告メモの説明を本当に分かりやすくしていただいたと思います。

司会者

2番の方、お願いします。

2番

裁判員裁判というのは、あくまでも裁判官、裁判員の人たちが偏った意見にならないように、8人で違う意見を持っていますが、最終的にはこんな感じだろうということで落ち着いていきました。そういう意味で、裁判員裁判の8人の人たちは、ある意味必要なんだなと思いました。過去の事例も色々見させていただいて、この人には何が一番重要かということを考えました。懲役も必要であるけれども、見守っていく執行猶予というのでも必要だなという意味でつけさせていただきました。被告人が外に出たときに、どういった受入態勢ができるかということ、例えば、家族がいなかったり、これが殺人未遂ではなく殺人だったりしたら、外に出たら世間の目はどうなんだろうとか色々考えました。本当に8人全員が考えさせられる感じでしたけれども、過去にこういう事例がありましたというのを見て、それによって皆さんが同じ方向を向いて決まりました。

司会者

2番の方は、きちんと話できましたか。

2番

はい。

司会者

3番の方お願いします。

3番

十分に意見を言うことができたと思います。それは、一緒に関わらせていただいた皆さんが率直にお話しをされていたのと、裁判長や裁判官がしっかりと聞いてくださったから言うことができたんだろうと思います。話していると、凄く広がってしまうんですが、量刑グラフを見せていただいたりして、きちんと思考を収束していくというか、そういう過程を経たので、偏りのない判断ができたのかなと思っています。

司会者

4番の方、お願いします。

4番

十分に意見を言うことができたかということですがけれども、私はできたんじゃないかなと思います。なかなか皆さんの話についていけないなというところは正直あったんですけども、そういうときはまとまってから話しますという形で、色々皆さんの意見を聞いて考えてから言ったこともありました。裁判長に話を振っていただいて、意見はありますかというようなことを言っていただいたので、話しやすい、意見を言いやすい環境にあったんじゃないかなと思います。また、裁判員同士が主体となって意見を言い交す場面もあったので、意見を言うのに良い環境にあったんだと思います。

司会者

5番の方、お願いします。

5番

非常に話しやすい雰囲気が進めることができました。要所要所で竹下裁判長に考える上で本質となるようなことを示していただいたので非常に考えやすかったのと、明日裁判官が司会進行をされたんですけれども、一人一人に振りながら話しやすい雰囲気を作っていたので、非常に良い評議ができたなと感じました。

司会者

6番の方は、補充裁判員で後ろの方でしたけれども、進めるに当たってやりにくいというようなことはなかったですか。

6番

それはなかったです。裁判長、裁判官の方の手法が非常にうまくて、各陳述メモを事細かく振り分けて、今回の事件の内容を細かく皆さんで議論していきました。量刑グラフというのは後半だったと思うんですよ。最初からこれが出ていたら変わったと思うんですけれども、事細かく評議をした後に量刑グラフを参考までにというやり方で議論していったので、非常に分かりやすく評議ができたと思います。私も自分の意見を十分に言えたのではないかなと思っています。

司会者

ありがとうございました。評議について何か、検察官や弁護士の方からどうやって進めていったのかなど、質問はありますか。

横田検事

新潟地検の方で、量刑グラフを論告で使うというのは、今のところ、4番、5番、6番の方が経験された覚せい剤の密輸の事件1件のみでございます。4番、5番、6番の方にお尋ねしたいのが、あれは裁判所の方で作った量刑グラフなんですけれども、これを検察側が論告で使うことについて、違和感があったとか、こういう点が分かりやすくなった、あるいは、評議では最後の方に参考資料として出てきたということでしたけれども、それとの関係で何かご意見がありましたら教えていただきたいと思います。逆に、1番、2番、3番の方には、検察側が論告で色々な事情を述べた上で、いきなり数字で懲役何年という形で求刑をしますけれども、これで例えば量刑グラフが後で評議の場に出てきた場合と、我々が論告で使った場合とで何か分かりやすさとか、印象で何か違った点が出るのかどうなのか、その辺りを伺えればと思います。

司会者

それでは、論告で量刑グラフが使われた事件を担当された4番、5番、6番の方です。

4番

私は裁判に携わる人間ではないので、そういうものだとして受け止めるしかなかったんです。なので量刑グラフをもとに検察官が求刑をしていくことには、別に違和感はありませんでしたし、参考資料として量刑分布をもとに裁判官、裁判員が量刑を決めるのも特に違和感は感じませんでした。

5番

量刑グラフを出していただいたのは、似たような場合はどれくらいかという目安にはなっていて良かったと思います。ただ、検察官と弁護人で別のグラフがあって、今回の案件がどこに当てはまるかについても違いがありました。どこに入れるかの見方によって判断がつきにくくなるようなケースもあるのかなと思いますので、これはこの辺りに入り

ますということについて、もう少し深掘りした資料があった方が説得力があったのかなと思います。

司会者

ありがとうございます。この事件では、検察官が二つグラフを出してきました。一つは覚せい剤の量がゼロから1キロまでのものと、もう一つは、1キロから10キロまでのものと二つ出してきたんですね。それで、我々としては、どちらのグラフを中心に考えるのかということを考えました。6番の方がさっき最後の方にとったのは、もちろん論告の段階で検察官のグラフが出ているので、それは前提だけれども、色々事情を考えた後に最終的に刑を決めるときにもう一度見直したということだと思います。6番の方、いかがですか。グラフがあるとないとでは大分影響しますか。

6番

確かに何もなかったところでは量刑というのは決められないので、非常に参考になる資料だったと思います。検察側はよりきつく、弁護側はより柔らかくというのは当たり前だと思うんですけども、量刑グラフの出すタイミングというのは、私は専門家ではないので何とも言えないんですけども、非常に参考になった資料だったと思います。

司会者

量刑グラフが検察官から示されなかった事件を担当していた1番、2番、3番の方、いかがですか。

1番

強盗致傷、窃盗の事件ですけれども、弁護人の弁論メモで過去の判例が出されました。検察側の求刑が懲役何年とあったと思うんです。量刑グラフで事細かく打ち込んでグラフを見ながらみんなで評議をしたと思うんですけど、検察側の求刑は、弁護人の弁論メモの判例と比べると、ちょっと重いなという印象がありました。評議でみんなで話し合い、量刑グラフを色々見て決めたと思います。

2番

私の場合は、量刑グラフを見る前に、私の中で漠然とこのくらいの刑だろうというのがありました。それで、検察側の求刑が懲役4年と出たけれども、懲役4年というのは、それ以上にはならないだろうなど。それ以下であって、なおかつ、執行猶予を付けるか付けないかということについて、グラフで見せていただいて、最終的に皆さんで評議をして決めました。

3番

検察官側からの論告メモで刑の範囲とか、一般的な考え方が示されてはいたのですが、このケースはどうなのかなというグラフを見せていただいたことで、こういったケースではこうなるし、このくらいの幅の中でこんな感じというのを見せていただきました。凄く参考になりましたし、タイミングも話し合いが深まった後だったので、良かったと思います。

司会者

この点について、最初からグラフが出ている場合と、最後の段階で出る場合と、何か違うかなというのはありますか。

3番

今回のこの事件で、最初に見せられたとしたら、何か結論ありきというか、余り考えることをしなかったかもしれないなという気がします。

第5 記者からの質問

記者（産経新聞）

裁判員制度が導入されてからまもなく6年が経過する中で、裁判員選任手続の呼出しが来るまで、ご自身の中で、ひょっとしたら私が裁判員をやるかもしれないといった認識はありましたでしょうか。1番の方からお願いします。

1番

自分の友人の中で、裁判員候補者の通知が来て1年間何もなかったという人がいました。けれども、私は認識はありました。

2番

私も認識はありました。

3番

私の父も呼出状が来て裁判所までは来ていたので身近ではあったんですが、その先、パソコン抽選には当たるとは思ってなかったです。

4番

周りの方でそのような経験をされている方がいませんでしたので、認識はありませんでした。

5番

可能性はあるなと思っていました。

6番

裁判所で抽選が終わるまで全く思っていませんでした。

記者（新潟日報）

6番の方にお尋ねしたいんですが、今日の話の中で外国人の覚せい剤の事件だったということですが、被告人の気持ちが伝わりにくかったとお話しされていたと思うんですが、具体的にどういった場面でそういうふう感じたんでしょうか。

6番

先ほど2番の方もおっしゃっていたんですが、話をするとき人の目を見て話すと思います。聞くときもそうなんですけど、やはり通訳人の方を介していますので、被告人の言葉は何も分からないですけれども、気持ちというのはなかなか伝わってこないんですよ。その通訳の方も本当に被告人が言った言葉をそのまま介しているのかというの疑ってしまった部分もあったんですよ。それが被告人に有利になることなのか、不利になることなのかというのは分かりませんが、その辺が日本人と外国人の違いというのもありました。

記者（新潟日報）

裁判所としても通訳人の確保育成というのを課題として考えているということなんですけど、具体的にこういうふうになれば、もうちょっと被告人の気持ちが伝わったと思うようなことはありませんか。

6番

通訳の方が日本人ではなかったもので、より分かりにくかったかなと思います。

記者（新潟日報）

通訳が日本人であれば、もう少し違ったとらえ方があったかもしれないということですか。

6番

そうだと思います。

記者（朝日新聞）

6番の方のお話で、量刑グラフが提示されて参考にはなったけれども、かなり縛りがあるような感じがするというお話しで、公平性の真偽が今も分からないということだったんですけれども、全国ニュースなどで、裁判員裁判で死刑判決が出て、その後、高裁でその判決が破棄されることがあると思うんですけど、結局、市民の間で決めたものが変わってしまうことに関して、何か参加された後に感じられたことはありますか。

6番

今言われたように裁判員裁判で死刑判決が出て、次で覆されたということがありますが、一般論としては、それを求めているのは何なのかというのが、今の話だと思うんですよね、何のための裁判員裁判なのかという。これは、経験者ではない方も、同じ気持ちの人が多と思うんですよね。日本では、裁判員制度は、5、6年だと思うんですけど、アメリカの陪審員とか、歴史のある制度を日本が真似ているというか、そういうふうにしなればいけなくなったのか分からないですけども、なぜ裁判員制度が出来たのかというのが伝わらないんですよ。その辺をもう少し分かりやすいように、必要性を皆さんに説明してほしいと思います。

1番

私を感じたことは、事件の内容が違うということと、民意が反映されていないと思います。

2番

裁判員裁判によって、周りの人の意見が反映されるということは、やはり大事だと思います。

3番

今おっしゃった差戻しになったのは、リベンジポルノか何かで罪として認められていないものまで含めて判断したんじゃないかというものですか。

記者（朝日新聞）

それも念頭にはあったんですが、過去の判例を見ることについてどのように感じられているのかというのと、裁判員裁判で市民の方が決めたものが後々判断が変わってくるということについて、一般的にどう感じられるかというのを伺いたいです。

3番

私が経験した後にその差戻しのニュースを聞いたときには、進め方が適切ではなかったんだろうなと思いました。それは、公平性ということも出てきましたけど、極端に感情的にならないように、私たちのときの裁判長はイニシアチブを取って進めていましたし、裁判員に女性が多かったので感情が凄く出ていたんですけど、感情に流されたりとか、極端な方向に行くのではなくて、一つ一つ確認をして進めていったというふうに私

は感じています。それが差し戻されるような状況というのは、どこかが違っていたのかなというふうに考えました。

4 番

そういった裁判の当事者に立って、死刑判決をしたのに判決が変わったということになったら、自分が当事者であったら、そのときは何でかなと思うかもしれないですけども、ちょっと稚拙な考えで申し訳ないんですけど、そういう判決が変わるということは、しょうがないんじゃないかなと思います。

5 番

個人的な考えとしては、そういった事例 1 件 1 件詳しく見ていないので可能性での話ですけども、法的に照らし合わせていって、間違っているというケースであれば、例えば、裁判員裁判のときに出ていなかった新たな事実が出てきてということであれば、それは致し方ないのかなと思います。一般的に考えると、国民意識が反映されていないんじゃないかという考えが出るのも分からなくはないかなと思います。

記者（BSN）

普段、皆さんお仕事や家庭がある中で、時間を割かれて裁判員の経験をするということで、例えば、仕事に支障が出たりですとか、一時的にお子さんの面倒を見ることが出来なかったとか、裁判の内容が頭から離れなくなったとか、そういう経験があれば教えてください。1 番の方からお願いします。

1 番

強盗致傷の刑を決めるに当たって、私は皆さんと違う意見を述べたんですけど、それが後になって引きずりました。職場では、うちの職場は裁判員裁判に対して前向きで、特別休暇が取れて参加できたので良かったと思います。

2 番

裁判員裁判に参加するために月曜から金曜まで休みを取らなければいけないんですよ。普通の会社であれば、周りの人からどうしてと言われると思いますけど、うちはシフトで動いているので、休みをずらすことも可能だし、上司にこのような理由で休まなければいけないかもしれないので、1 週間休みをくださいと言っていました。また、周りにも余り話はしなかったですけども、長期の休みを取らなければいけないということにおいて、普通の会社だったら、言わなければいけないのに言えないジレンマがあるのではないですか。私は、終わってから、実はこうだったんだというふうに数人に言いましたけど。そういう意味で、私は比較的楽に休めました。

3 番

呼出状は早くに来るので、休まなければいけない可能性がある 5 日間というのは、自分で調整をして、その間は大事な仕事は入れないというふうにしたので、仕事に支障はありませんでした。私の場合には、子供は手を離れているので、育児に支障もありませんでした。上司にもこういったことでというふうに説明したら、公判の間は特別休暇で参加できたので、特に問題はなかったです。

4 番

通知も事前に来るので、上司にこの期間休むかもしれないと事前に伝えて、実際選ばれたときに、選ばれる前提で仕事を進めていたので、選ばれたときにも、休暇をもらえ

て仕事に支障を来さないようにしたので、特別大変な思いはしませんでした。

5番

私も前もってある程度予測できたので、予定できることに関しては、特別支障なくい
来ました。営業職をしております、突発的なことも出ることは可能性として考えてい
たんです。今回はなかったのが良かったんですけども、そうなったときに、お客さん
に対して、裁判員に選ばれているからと言って、それならしょうがないと思ってもらえ
るような風土作りと言いますか、それをもう少ししていただけると、そういうことがあ
った際に、助かる人も今後出てくるのではないかと思います。

6番

私は経営者ですので、休むことに関しては問題はなかったんですけども、時期的に
12月の頭4日間と、師走の忙しい時期だったでした。暇な時期だったら良かったんで
しょうけれども。あと、私は遠方なものですから、私は車を持っているのでいいですけ
ど、例えば、高齢者の方が裁判員になったときに、場所によっては、交通手段というの
がきつい部分もあると思うので、その辺をもう少し考えていただけるといいと思います。

記者（産経新聞）

今の質問に繋がる部分なんですけれども、もっとこうした方がいいのではないかと
いう提案が5番、6番の方からありましたけれども、1番から4番の方で、選任されてか
ら判決に至るまでの一連の流れの中で、ここはもうちょっとこうした方がいいんじや
ないとか、改善点がありましたらお聞かせいただけますか。

1番

別になんとも思いません。

2番

裁判についてですけれども、今回は、精神障害について詳しい方がいたから周りの人
がみんな納得しました。例えば、毒を使った殺人があった場合には、科学の知識がない
とできないこともありますよね。なので、例えば、8人で集まるときに、専門職みたい
なのが一人くらいあってもいいんじゃないかなと感じました。

3番

難しいとは思いますが、呼出状が来て、パソコン抽選に当たると明日から4日間休
みという状況でした。私の場合は自由が利く仕事だからそれも出来たんですが、休むか
もしれないし、来られるかもしれないという曖昧な状況で月曜日は来て、当たるも八卦、
当たらぬも八卦みたいな感じだったので、もっと見通しが立てられるようになるとい
いなと思いました。あと、パソコン抽選の結果を読み上げられたんですが、本当にパソ
コン抽選をしているのかというのがよく分からないので、画面で見せていただくと
客観的になるといいなと思いました。

4番

私も特になかったです。いい手順を踏んでいただいたんじゃないかなと思います。

記者（産経新聞）

ご自身の個人的な感覚、市民感覚を反映することができるできないは別にして、ご自
身なりの意見を言うことができたという意見が印象的だったんですが、一方で、ここは
法律の専門家に任せられた方がいいと思われた場面はございましたでしょうか。もし、ある

とすれば、それはどんな場面だったのでしょうか。1番の方からお願いします。

1番

評議のときなんですけど、分からないことは裁判長、裁判官の説明を聞いて、裁判長、裁判官は法律の専門家ですので、丁寧な説明があってこそ私たちを導いてくれたんじゃないかなと感じました。

2番

ほぼ同じです。

3番

任せ方がよいというのはなくて、法律の専門家の方から教えてもらいながら自分たちなりに考えていくという過程が大事なのかなと思いました。

4番

正直、任せたいなというところはあったんです。ただ、竹下裁判長と明日裁判官に説明していただいたんですが、はっきりとこうだからこういう量刑になるとはおっしゃらずに、あくまでも裁判員の方たちの話の中で決めてくださいという感じで、具体的な年数などを言わなかったのです。そういったところは、今あらためて思うと良かったんじゃないかなと思います。やはり、そういうことを具体的に言われると、そうするしかなくなると思うので、皆さんの話合いで決まった量刑だったのではないかなと思います。

5番

専門家に任せたいような事柄はなかったと思いますし、専門的な知識が必要になりそうなケースでも、裁判長、裁判官の皆さんが、そういう知識がなくても考えられるようにしてくださっていただきましたので、特別そのような思いはありませんでした。

6番

私も、皆さんと同じでその必要はなかったんじゃないかなと思います。

記者（新潟日報）

5番の方に確認したいんですが、裁判の中で公平性の話をしてもらったということなんですが、それは、裁判長からそのような話があったということですか。

5番

裁判長からでしたか。

司会者

それは、裁判官からですね。刑を決めるときにどういうふうな視点で決めましょうかと話をしていく中で、3番目の事件では右陪席が司会をしたので、そのときに右陪席が話をしたか、私の方から話をしたのかは覚えてないですが、裁判官の方から説明したということで間違いはないです。

記者（新潟日報）

公平性に関しては、過去の判例から大きく外れないようにするという視点も持ってくださいという理解でよろしいでしょうか。

司会者

過去の判例から大きく外れないようにというか、刑を決めるにはやはり一定の幅が必要なんだと、その幅の中でどこに位置付けるかというのを我々の中で評議をしていくのだということです。もちろん、幅から絶対出てはいけないというわけではない、でも、

出るのだったらそれなりの理由が必要ですよと、そういう意味で公平に決めていくということを中心に考えましょうということをお最初に言うことにしています。

5番

全てにおいてですけれども、先ほどご質問があったような裁判長、裁判官の方で、考えを導くというか、持っていこうとするようなことではありませんでした。

青野所長

忌憚なく、また、熱心にお話ししていただきましてありがとうございました。非常に参考になる意見があり、改善を要する点についてもご指摘いただきました。皆様のご意見、あるいはその背景にあるものを十分に踏まえながら、裁判員裁判の運営に更に磨きをかけていきたいと思っております。皆様におかれましても、これからも、是非、裁判員裁判のサポーターとしてよろしくお願ひしたいと思っております。以上で、意見交換会を終わりにしたいと思います。本日は、ありがとうございました。